

# 令和元年第3回(9月)定例会

## 【追加】議案参考資料

### 【単行議案】

- 議第42号 宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市の特別職の職員で  
非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について…………… 1P



議案参考資料  
令和元年9月定例会

議第42号

宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

区分

条例の改正

<p><b>【提案の概要】</b></p> <p>◆提案の趣旨・目的 令和元年10月1日発効の京都府最低賃金の改定及び近隣市町の賃金水準状況を踏まえ、臨時職員賃金及び報酬の額を増額改定するもの。</p> <p>◆提案の概要 【宮津市一般職職員の給与に関する条例】 ■臨時職員賃金の額を増額改定</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(日額)</td> <td>【参考：時間額】</td> </tr> <tr> <td>・一般事務補助員</td> <td>7,000円→7,200円 (+200円)</td> <td>929円</td> </tr> <tr> <td>・用務員</td> <td>7,100円→7,300円 (+200円)</td> <td>942円</td> </tr> <tr> <td>・保育士</td> <td>7,200円→7,400円 (+200円)</td> <td>955円</td> </tr> <tr> <td>・介護福祉士</td> <td>7,400円→7,600円 (+200円)</td> <td>981円</td> </tr> <tr> <td>・保健師 など</td> <td>7,700円→7,900円 (+200円)</td> <td>1,019円</td> </tr> </table> <p>【宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例】 報酬算出基礎の一部に臨時職員賃金を準用しているものについて、報酬の額を増額改定するもの ■報酬の額を増額改定</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>(月額)</td> </tr> <tr> <td>・浄水場管理人</td> <td>69,500円以内→72,000円以内</td> </tr> </table> <p>◆施行日 令和元年10月1日</p>			(日額)	【参考：時間額】	・一般事務補助員	7,000円→7,200円 (+200円)	929円	・用務員	7,100円→7,300円 (+200円)	942円	・保育士	7,200円→7,400円 (+200円)	955円	・介護福祉士	7,400円→7,600円 (+200円)	981円	・保健師 など	7,700円→7,900円 (+200円)	1,019円		(月額)	・浄水場管理人	69,500円以内→72,000円以内	<p><b>【政策等の背景・提案までの経過】</b></p> <p>【京都府最低賃金の推移】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年 909円 (対前年比 +27円)</li> <li>・平成30年 882円 ( " +26円)</li> <li>・平成29年 856円 ( " +25円)</li> <li>・平成28年 831円 ( " +24円)</li> <li>・平成27年 807円 ( " +18円)</li> <li>・平成26年 789円 ( " +16円)</li> <li>・平成25年 773円 ( " +14円)</li> </ul>	
	(日額)	【参考：時間額】																							
・一般事務補助員	7,000円→7,200円 (+200円)	929円																							
・用務員	7,100円→7,300円 (+200円)	942円																							
・保育士	7,200円→7,400円 (+200円)	955円																							
・介護福祉士	7,400円→7,600円 (+200円)	981円																							
・保健師 など	7,700円→7,900円 (+200円)	1,019円																							
	(月額)																								
・浄水場管理人	69,500円以内→72,000円以内																								
		<p><b>【政策等の効果及び費用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○改定に係る賃金増額見込み 801千円 (全会計)</li> <li>○改定に係る報酬増額見込み 138千円 (全会計)</li> </ul>																							
		<p><b>【他の自治体の類似する政策との比較】</b></p>																							
<p><b>【みやづビジョンとの整合】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>基本施策</td> <td>—</td> <td>重点戦略</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>※みやづビジョン以外の計画があれば記載</p>		基本施策	—	重点戦略	—																				
基本施策	—	重点戦略	—																						
		<p>担当課・係</p> <p>総務課 職員係 (45-1603)</p>	<p>添付資料</p> <p>新旧対照表</p>																						

## 第1条関係

## 宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部改正について

新 旧 対 照 表																																									
現 行	改 正 案																																								
<p>(臨時職員の賃金)</p> <p>第25条 臨時的に任用される職員(以下「臨時職員」という。)の賃金については、別表第5に定める額とする。</p> <p>2 臨時職員が正規の勤務時間外に、又は正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられて勤務した場合は、一般職員の時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の例に準じ、割増賃金を支給することができる。</p> <p>3 臨時職員が定められた勤務時間の全部又は一部について勤務しない場合は、その勤務しないことにつき任命権者の承認があったときを除き、その勤務しない時間に係る賃金は支給しない。</p> <p>4 第3条から前条までの規定は、臨時職員には、適用しない。</p> <p>別表第5 (第25条関係) 臨時職員賃金表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>賃金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般事務補助員</td> <td>日額 7,000 円</td> </tr> <tr> <td>火葬場作業員</td> <td>時間額 1,265 円</td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td>日額 7,200 円</td> </tr> <tr> <td>保育士(早朝保育等)</td> <td>時間額 1,161 円</td> </tr> <tr> <td>放課後児童クラブ指導員</td> <td>日額 7,000 円</td> </tr> <tr> <td>介護福祉士</td> <td>同 7,400 円</td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>同 7,400 円</td> </tr> <tr> <td>看護師(宮津市休日応急診療所)</td> <td>同 11,500 円(年末年始の休日等任命権者が指定する日に勤務する場合は、17,500 円)</td> </tr> <tr> <td>看護師(予防接種)</td> <td>勤務時間が2時間以内のとき 3,200 円</td> </tr> </tbody> </table>	職種	賃金の額	一般事務補助員	日額 7,000 円	火葬場作業員	時間額 1,265 円	保育士	日額 7,200 円	保育士(早朝保育等)	時間額 1,161 円	放課後児童クラブ指導員	日額 7,000 円	介護福祉士	同 7,400 円	看護師	同 7,400 円	看護師(宮津市休日応急診療所)	同 11,500 円(年末年始の休日等任命権者が指定する日に勤務する場合は、17,500 円)	看護師(予防接種)	勤務時間が2時間以内のとき 3,200 円	<p>(臨時職員の賃金)</p> <p>第25条 臨時的に任用される職員(以下「臨時職員」という。)の賃金については、別表第5に定める額とする。</p> <p>2 臨時職員が正規の勤務時間外に、又は正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜられて勤務した場合は、一般職員の時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の例に準じ、割増賃金を支給することができる。</p> <p>3 臨時職員が定められた勤務時間の全部又は一部について勤務しない場合は、その勤務しないことにつき任命権者の承認があったときを除き、その勤務しない時間に係る賃金は支給しない。</p> <p>4 第3条から前条までの規定は、臨時職員には、適用しない。</p> <p>別表第5 (第25条関係) 臨時職員賃金表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>賃金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般事務補助員</td> <td>日額 7,200 円</td> </tr> <tr> <td>火葬場作業員</td> <td>時間額 1,295 円</td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td>日額 7,400 円</td> </tr> <tr> <td>保育士(早朝保育等)</td> <td>時間額 1,194 円</td> </tr> <tr> <td>放課後児童クラブ指導員</td> <td>日額 7,200 円</td> </tr> <tr> <td>介護福祉士</td> <td>同 7,600 円</td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>同 7,600 円</td> </tr> <tr> <td>看護師(宮津市休日応急診療所)</td> <td>同 11,500 円(年末年始の休日等任命権者が指定する日に勤務する場合は、17,500 円)</td> </tr> <tr> <td>看護師(予防接種)</td> <td>勤務時間が2時間以内のとき 3,200 円</td> </tr> </tbody> </table>	職種	賃金の額	一般事務補助員	日額 7,200 円	火葬場作業員	時間額 1,295 円	保育士	日額 7,400 円	保育士(早朝保育等)	時間額 1,194 円	放課後児童クラブ指導員	日額 7,200 円	介護福祉士	同 7,600 円	看護師	同 7,600 円	看護師(宮津市休日応急診療所)	同 11,500 円(年末年始の休日等任命権者が指定する日に勤務する場合は、17,500 円)	看護師(予防接種)	勤務時間が2時間以内のとき 3,200 円
職種	賃金の額																																								
一般事務補助員	日額 7,000 円																																								
火葬場作業員	時間額 1,265 円																																								
保育士	日額 7,200 円																																								
保育士(早朝保育等)	時間額 1,161 円																																								
放課後児童クラブ指導員	日額 7,000 円																																								
介護福祉士	同 7,400 円																																								
看護師	同 7,400 円																																								
看護師(宮津市休日応急診療所)	同 11,500 円(年末年始の休日等任命権者が指定する日に勤務する場合は、17,500 円)																																								
看護師(予防接種)	勤務時間が2時間以内のとき 3,200 円																																								
職種	賃金の額																																								
一般事務補助員	日額 7,200 円																																								
火葬場作業員	時間額 1,295 円																																								
保育士	日額 7,400 円																																								
保育士(早朝保育等)	時間額 1,194 円																																								
放課後児童クラブ指導員	日額 7,200 円																																								
介護福祉士	同 7,600 円																																								
看護師	同 7,600 円																																								
看護師(宮津市休日応急診療所)	同 11,500 円(年末年始の休日等任命権者が指定する日に勤務する場合は、17,500 円)																																								
看護師(予防接種)	勤務時間が2時間以内のとき 3,200 円																																								

	勤務時間が2時間を超え3時間以内のとき 3,700円 勤務時間が3時間を超えると き 4,300円
栄養士	日額 7,400円
保健師	同 7,700円
保健師	時間額 1,550円
公園プール監視員	同 1,030円
公園プール監視補助員	同 900円
草刈作業員	同 1,250円以内
養護師	日額 7,200円
用務員	同 7,100円
給食調理員	同 7,100円
幼稚園教諭	同 7,200円
埋蔵文化財調査員	同 8,900円
埋蔵文化財調査補助員	同 8,500円
埋蔵文化財作業員	同 7,700円
埋蔵文化財整理員	同 7,300円
埋蔵文化財整理作業員	同 7,000円
その他	日額 7,700円又は時間額 994円を超えない範囲内において 任命権者が規則で定める額

備考 (略)

	勤務時間が2時間を超え3時間以内のとき 3,700円 勤務時間が3時間を超えると き 4,300円
栄養士	日額 7,600円
保健師	同 7,900円
保健師	時間額 1,550円
公園プール監視員	同 1,050円
公園プール監視補助員	同 920円
草刈作業員	同 1,330円以内
養護師	日額 7,400円
用務員	同 7,300円
給食調理員	同 7,300円
幼稚園教諭	同 7,400円
埋蔵文化財調査員	同 9,100円
埋蔵文化財調査補助員	同 8,700円
埋蔵文化財作業員	同 7,900円
埋蔵文化財整理員	同 7,500円
埋蔵文化財整理作業員	同 7,200円
その他	日額 7,900円又は時間額 1,019円を超えない範囲内において 任命権者が規則で定める額

備考 (略)

**附 則**

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

**第2条関係** 宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

新 行	旧 対 照 表																
<p>(報酬)</p> <p>第2条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。</p> <p>2 報酬の額が月額をもって定められている特別職の職員で任命権者が認めたもののうち、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対しては、それぞれ基準日の属する月の任命権者が別に定める日に、期末手当として割増報酬を支給することができる。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した特別職の職員についても、同様とする。</p> <p>3 割増報酬の額は、報酬の額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の100を乗じて得た額に、基準日以前のその者の次表の各区分に掲げる在職期間に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(114) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(115) 浄水場管理人</td> <td style="text-align: center;"><b>月額 69,500円以内</b></td> </tr> <tr> <td>(116)～(119) (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	区分	報酬の額	(1)～(114) (略)		(115) 浄水場管理人	<b>月額 69,500円以内</b>	(116)～(119) (略)		<p>(報酬)</p> <p>第2条 特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。</p> <p>2 報酬の額が月額をもって定められている特別職の職員で任命権者が認めたもののうち、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対しては、それぞれ基準日の属する月の任命権者が別に定める日に、期末手当として割増報酬を支給することができる。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した特別職の職員についても、同様とする。</p> <p>3 割増報酬の額は、報酬の額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の100を乗じて得た額に、基準日以前のその者の次表の各区分に掲げる在職期間に定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>表 (略)</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(114) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(115) 浄水場管理人</td> <td style="text-align: center;"><b>月額 72,000円以内</b></td> </tr> <tr> <td>(116)～(119) (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>この条例は、令和元年10月1日から施行する。</b></p>	区分	報酬の額	(1)～(114) (略)		(115) 浄水場管理人	<b>月額 72,000円以内</b>	(116)～(119) (略)	
区分	報酬の額																
(1)～(114) (略)																	
(115) 浄水場管理人	<b>月額 69,500円以内</b>																
(116)～(119) (略)																	
区分	報酬の額																
(1)～(114) (略)																	
(115) 浄水場管理人	<b>月額 72,000円以内</b>																
(116)～(119) (略)																	